

職員の勤務条件に関する交渉結果（概要）について

令和4年5月23日から令和4年6月9日まで行われた札幌市地方公務員二者共闘会議との交渉につきまして、妥結内容の概要を下記のとおり公表いたします。

要求内容	当局回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 夏期一時金に関する要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準内賃金 × 現行条例月数以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給月 2. 15 月分（再任用職員は 1. 125 月分）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 統一要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「札幌市子育て・女性職員応援プラン」を引き続き職員へ十分周知し、職員が仕事を続けながら子育てしやすく、また、男女が共に活躍できる職場環境を作り、ワーク・ライフ・バランスの確立に向けた制度・施策をさらに充実させること。 ・ 家庭と仕事を両立することができるよう、各種休暇制度を改善すること。 ・ 通勤手当（交通用具使用者）について、さらに改善すること。特に、自動車等の使用者について、原油価格の高騰を受け、国内の石油製品価格が高値となっていることを考慮し、支給額を改善すること。 ・ 家庭と仕事が両立できるよう、各種休暇制度を改善すること。 ・ 定年の引き上げに係る新たな人事給与制度については、十分な労使協議を行い、合意を得た上で整備すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法改正の内容や国家公務員における措置を踏まえ、施行日に向け、適切に関係規程の改正を行い、併せて育児休業等の請求の負担を軽減するなどの運用の見直しを実施 ・ 子を養育する場合に取得可能な「子育て参加休暇」について、10月1日から取得可能期間の拡大を実施 <p style="text-align: center;">} 継続的に協議</p>